

令和2年4月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和2年4月20日(月)午前9時30分から午前10時19分まで

場 所 相模原市役所 第1特別会議室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第1(議案第43号) 事務の代理の承認について(教育環境部)

4. 報告案件

日程第2(報告第8号) 新型コロナウイルス感染症に伴う相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校の臨時休業について(学校保健課)

日程第3(報告第9号) 相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の委嘱について(学校教育課)

出席した教育長及び委員(6名)

教 育 長 鈴 木 英 之

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 永 井 廣 子

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

委 員 宇田川 久美子

説明のために出席した者

教 育 局 長 小 林 輝 明 教育環境部長 井 上 隆

学 校 教 育 部 長 細 川 恵 生涯学習部長 大 貫 未 広

教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長 佐 野 強 史 教育総務室担当課長(総務企画班) 藤 波 健 二

教 育 総 務 室 主 査 的 場 秀 剛 教育環境部参事兼学務課長 岩 崎 雅 人

学 校 保 健 課 長 峰 岸 康 弘 学校施設課長 栄 宏 海

学校教育課長	篠原 真	教職員人事課長	渡部 賢一
教育センター所長	浅倉 勲	青少年相談センター所長	水野 正人
事務局職員出席者			
教育総務室主任	島崎 順 崇		

開 会

鈴木教育長 ただいまから、相模原市教育委員会4月定例会を開会いたします。

本日の出席は6名で定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、平岩委員と岩田委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

なお、本日の会議についてですが、前回の会議に引き続き、効率的な運営のため、説明については簡潔にさせていただく部分もございますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

事務の代理の承認について

鈴木教育長 それでは、これより日程に入ります。

はじめに日程1、議案第43号、「事務の代理の承認について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

井上教育環境部長 議案第43号についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、事務を臨時に代理したものについて、ご承認をお願いするものでございます。事務の代理につきましては、相模原市長から、令和2年度補正予算案を令和2年4月17日に市議会へ提出予定であるとして、4月16日、教育委員会の所掌にかかわる部分について、法に基づき意見を求められ、教育委員会の意見を申し出る必要が生じましたが、特に緊急を要し、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がございませんでしたので、臨時に代理したものでございます。

当該補正予算案の概要についてでございますが、学校給食の中止に伴い、国の学校臨時休業対策費補助金を活用し、各給食会計から保護者へ返金する経費について補正予算を計上するものでございます。

詳細につきましては、別途お配りしております令和2年度相模原市一般会計補正予算書及び予算に関する説明書に記載のとおりでございます。

なお、当該補正予算案につきましては、4月17日に相模原市議会へ提出され、今後、市議会本会議に上程される見込みでございます。

以上で議案第43号の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認くださいますよ

うお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

岩田委員 ちょっと後学の意味も込めて教えていただきたいのですが、給食費を払っている一般の親御さんはその分、給食を食べなかったので返金となるのですが、就学援助とか準要保護の人は、その分が無料になっているわけですよね。それで、でも給食を食べなくなるとその分のお昼のコストがかかるといったときには、それはどんなふうになるのか。不勉強だったので教えていただけますかね。

鈴木教育長 給食費の就学援助の返金の部分についてだけ、説明をお願いします。

岩崎学務課長 給食費に係る就学援助費の関係でございますけれども、休校していますので、実際に給食を提供できてない、食べられてない状況になっていますので、就学援助費としての保護者に対する支払いそのものが今はないというような状況でございます。

当然、2月まで学校をやっていたところの分までは就学援助でお支払いしていただきましたけれども、あくまでも食べた方に対して援助をするという、実費負担という原則でございますので、その部分については就学援助からお渡しする部分は、今回の休校に伴っては無いものと考えています。

峰岸学校保健課長 今回の補正予算で計上している内容でございますが、主なものは食材業者さんにキャンセルできなかった食材費、キャンセルできたものはキャンセルさせていただいているのですが、期限的に間に合わなかったもの、キャンセルできなかった食材費、それから、保護者の方へ返還するに当たって、必要な経費で振込手数料等を今回、まとめて計上させていただいて、60万円ほど計上しているという状況でございます。

以上でございます。

鈴木教育長 若干かりにくいのですが、2月までは通常の運営をやってまして、2月の下旬に文科省から一斉休校の要請がありました。それで、本市も一斉休校にしたわけなのですが、給食費については事前に食材の発注をしてまして、その食材について業者とキャンセルできるかできないか。できない部分については、国が補助金を出しますよということで、食材費の部分について、これはキャンセルができなかったものについて今回、補正を計上して、なおかつ3月2日の部分について保護者の方にお返しをする。市の給食会計自体、学校ごとの私会計になっていますので、そういう対応をとらせていただきたいということになります。

就学援助については、先ほど学務課長が申し上げたとおり、食べた分については就学援助をするのですが、3月については一切給食が提供されていませんので、その部分については、就学援助が給食費の部分だけ出ない、そういう形になると。

岩田委員 ちょっと別の人から。この市でなくて、別のところのスクールソーシャルワーカーから相談を受けて、それは就学援助ではなくて、生活保護の中の教育扶助のところなのだけれども要するに、生活保護家庭がお昼、これだけ食べられなくなると家で食べる分のコストがすごくかかってくると。それでどうしたらいいのかという相談のところ、でもそれは、教育扶助の中で入っている部分のところは実際提供されていないというところだからみたいな部分で、ちょっと私もそのところの給食費を、プラスアルファで考えるのか、どういうふうに考えたらいいのかというのをちょっと今、自分で考えていたので、その関連のところでのこの就学援助のところは実際、食べられなくて実際、でも家にいる子どもたちに毎日ごはんを食べさせるところのコストをどういうふうに考えたらいいのかなと思って質問しました。

岩崎学務課長 生活保護ということで、教育委員会が実際は所管している部分ではないので、今みたいなお話はご相談を受けているわけでは当然ないのですけれども、生活保護を担当しているところからその部分について、家にいる部分、昼食代を教育扶助ですか、そこに上乘せするのですとか、そういう話は今のところ何も私どもは確認していないという状況ではございます。

永井委員 この補正の分というのは、いつからいつまでの分でしょうか。例えばまた、再開を本当にできるのかはわかりませんが、6日までと言っているのが5月6日以降に再開して給食を頼んでいて、やっぱりまだだめだったということになったらもう1回同じような事案が発生するのか。

それとも、多分発生していない以上、組み込んではいないと思うのですが、どこまで組み込んでいるのか。この間の4月の部分はどうだったのかという部分も含めて教えてください。

峰岸学校保健課長 今回、計上している対象期間でございますが、3月2日から春休みまでの臨時休業期間の学校給食費についての返還でございます。

4月以降、今後、再開に当たってまたキャンセル等が生じた場合は今後、国等から補助予算、補助メニュー等、また示されると思いますので、それに対応して、また改めて計上をするという形になります。

以上でございます。

永井委員 そうしたら、国からの働きかけがあれば計上できるということなのですかね。

鈴木教育長 基本的な考え方は、3月の臨時一斉休校は国からのお願いでやったものですから、それに伴う経費については国がやりましょうと。

ただ今後、永井委員から質問がございましたような、例えば5月6日以降、緊急事態宣言を解いて、各自治体の判断で再開しなさいと。仮に、相模原市は再開したけど、またすぐ休校したという場合は、自治体の判断になるので、国からお願いされているわけではないので、それは、もう国は面倒を見ませんよというスキームになると思うのです。

永井委員 わかりました。ありがとうございます。

平岩委員 これに対しての何かということではないのですが、先ほど給食費のお話がありましたけれども、まず考え方として、そういう声がないということですけど、こういった事態で、やはり生活の状況によって、すごくしわ寄せが来るということが、あるということを知ってなくてはいけなくて、それはこの部署だからということではなくて、やはり教育委員会としては、しっかりとそこは心に留めておくべきことだと思います。

鈴木教育長 そこはいいですね。一部はこども食堂で自発的に給食というか昼食を配りたいというところについては公の施設を開放して、そこでつくっていただくような取組も始まっています。

ただ、平岩委員がおっしゃったように昼食、うちの所管ではないけど子どもの成長のことを考えたときに何ができるのかというのは非常に難しい話だと思うのですが、そこについても今後も引き続き考えていかななくてはまずいかなと思っています。

よろしいでしょうか。

これより採決を行います。

議案第43号、「事務の代理の承認」を原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第43号は可決されました。

新型コロナウイルス感染症に伴う相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校の臨時休業
について

鈴木教育長 次に、日程2、報告第8号、「新型コロナウイルス感染症に伴う相模原市立

小学校、中学校及び義務教育学校の臨時休業について」、事務局より説明をいたします。
井上教育環境部長 報告第8号につきまして、ご説明申し上げます。

本件は相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校の全部を臨時に休業したことを報告するものでございます。

令和2年2月28日付けの報告第4号においてご報告いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、相模原市立小学校及び中学校の全部を令和2年3月2日から令和2年3月25日まで臨時に休業することを決定いたしました。その後、新型コロナウイルス感染症に関わる近隣自治体の状況や市民の生活圏域等を踏まえまして、児童生徒の安全を第一に考え、令和2年4月6日から令和2年4月17日まで臨時に休業することを決定いたしました。また、さらに新型インフルエンザ等緊急事態宣言に関わる神奈川県からの要請を踏まえまして、臨時休業を令和2年5月6日まで延長することとしたものでございます。

以上で、報告第8号の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 直接ではないのかもしれないのですが、休業等、中身的には関わります。新年度ということで新しい担任の先生と子どもたちというようなところのコンタクトと申しますか、実状、4月以降、どのような動きになっているのかというのが1点。

あと、先生方の勤務について。8割削減といいながら学校の先生はみんな出ていますよみたいな。逆に言うと、昔は自宅研修というような動きもあったのですが、そういったところもできているのかということ。

それとあと1点は、最近、教育センターから動画配信をいろいろされているのを聞きましたけど、その辺のPRというか、周知度というか。実際に、どのように子どもたちがそれに接しているのかというような3点質問をさせていただきます。

篠原学校教育課長 まず、担任と子どもたちのコンタクトというお話でしたけども、始業式に関しては、全校で実施をさせていただきました。基本的には出席を要する日、出席の日として行っております。また、入学式も本当に短時間ですけども、その形で入学式を行っております。その時点で担任の発表をさせていただいております。

このまま始業式、入学式を実施することにもいろいろ賛否両論あったのですが、まずは自分がどのクラスで、どの担任の先生なのかということを知る必要が絶対あると判断をしました。

何かあったときに、誰に相談をすればいいか、それがまず分からないといけない。始業式を行わない限りはそれが分かりませんので、まずは顔合わせをするということで、本当に短時間でしたけれども、始業式をさせていただきました。

入学式につきましても、中学校は生徒のみという形です。小学校に関しましては、児童と保護者1名の方ということで、学校もいろいろな工夫をしながら本当に短時間で顔合わせをしているという形になっております。

その後につきましても、基本的には17日までにつきましては、各学校で6日の日にいろいろ宿題ですとか、家庭学習とかいっぱい配った形で、2週間配ったところもございますし、1週間後にまた次の分を配付したということもございます。

昨日、学校の方に、当初17日まで休校ということでしたので、20日以降の対応について通知を出させていただきまして、基本的には1人の生徒、児童につきまして、1回程度の受け渡し日を設けるような形で通知を出させていただきましたけども、既に電話等で子どもたちの安否を確認するとか、そういうふうに行っている学校については、それをする必要はありませんということで、各学校の実情に応じてやっていただいているという形になっております。

渡部教職員人事課長 教職員の勤務についてですけれども、会計年度任用職員も含めて在宅勤務を可能としております。

16日に通知を出したのですけれども、7割8割程度の削減を目指すことに対して、在宅勤務を積極的に取り組むようお願いしているところでございます。

浅倉教育センター所長 休校中の学習支援につきましても、インターネット上の教材等を紹介しながら行っているところではありますが、教育センターとしましては、各校が教科書の配付までしていただいたところでしたので、その続き、教科書を開いて学習に取り組んでほしいという願いから5月6日までの措置に基づいて、教科書会社等々と確認をした上で動画に盛り込める範囲の中で、模擬授業のような形のものを配信しています。

今後、アクセス数等も確認をしてみたいと思いますが周知については各学校からURLとパスワード等を連絡していただいた上で活用を図っているところでございます。

以上です。

小泉教育長職務代理者 あと、職員の在宅の自宅研修におけるいろいろな情報提供とか、その辺も結構必要かなと思うのですが、その辺はどうか。

篠原学校教育課長 先日、学校教育課の方からスライドを2枚ほどつくらせていただきまして、まずは在宅勤務でこんなことができるというところで、例えば教科書を見ていただいて、その中で評価の観点をつくってみるですとか、そのような形をつくらせていただきました。

再度、例えばインターネット上で国立教育政策研究所の研修等もありますので、そういったものを、こういうことが在宅中にはできますねということをごちらの方では、先生方に配信をさせていただいているところでございます。

浅倉教育センター所長 教職員の在宅での勤務を支援する形として、まず学校からの要望で2つ取り組んでいることがございまして、1つは学校長から職員への情報共有ができるところが欲しいということで、これもクラウド上ですけれども、職員用の掲示板を各校に作成いたしまして、その職員だけのID、パスワードを入力して、情報共有ができる。それによって、在宅での勤務がスムーズになるという形を取り入れました。

もう1点は、在宅で勤務して教材作成したものが、その後の勤務の日に生かせるような形で学校とのやり取りができるようなアドレスを設定して、作成したものを学校へ送れるような形に取り組んでいるところでございます。

また、子どもたちの生活が長期にわたってきたことで、乱れがちになるのではないかとことから、FMさがみとの連携によって「朝の会」をラジオで8時半から10分程度行っております。

1週間経ったところでございますが、検温ができているかとか、それから学習支援、こんな形で学習をしたらどうかということとか、健康に気をつけて朝のストレッチをして、健康な生活を送ろうというようなことを取り組み始めました。

また、学校からも大分、この番組で学校のメッセージを子どもたちに伝えたいということで、収録をしたものをラジオで流させていただくなど、これも休校中は続けていきたいと考えているところでございます。

以上です。

鈴木教育長 学校の先生方はやはり、子どもたちとつながりたいということで、FMさがみで情報を発信したり、学校のホームページを使ってブログだったり、いろいろな発信を今、どんどん進めているところでございます。

なかなか先ほどお話があった、教育センターの動画配信についても、全家庭がしっかりとつながるかどうかというものの確認はできていませんが、それでもどんどん始めていきたいという思いで今、やっているところでございます。

永井委員 先生方の体制なのですが、文部科学省だったか県知事だったかの通達で、学校で何かあったときの相談窓口をつくらなくてはいけないというお話だったかと思うのですが、それが各学校どうなっているのかということ、幾つかあるので、まず1つ目、それを教えてください。

水野青少年相談センター所長 学校の相談窓口についてございますが、各学校に青少年相談センターから青少年教育カウンセラーを派遣しております。

先週からその派遣が始まりまして、まず先週、カウンセラーと継続的に相談を行っているケース、それから、カウンセラーとは継続的には相談は行っていないけれども、学校が心配をしているケース、子育て支援センターがかかわっているケース、そして子どもや保護者自身が不安を感じているケースといった4つのケースに分かれて、お子さんの、あるいはご家庭の状況の把握に努めたところでございます。また、保護者から、あるいはお子さんからの相談につきましては、各相談室にご連絡をいただきたいということで、保護者にも周知をしておりますので、随時必要がありましたときにご連絡をいただいているといった状況でございます。

永井委員 ほかの件なのですが、まず学校の先生方の自宅での研修というか、教材研究なり、教科書の読み込みなどなのですが、1人でやっていると間違えて読み込んでしまうことがあるのかなと思いました。

以前、研究発表を見せていただいたときに、研究発表は相当事前に教材研究もされて、周りの方も助言ができる機会があるはずなのに、当日に少し子どもに間違えたことを教えていたところが見られて、大変残念だったのですね。別に間違えるのがいけないというよりは、間違えたことをそのままにしておくのがいけないと思うのですが、先生も人間なので間違えることはあると思うのですが。ただ、できれば周りの方がその研究発表の前に教えてあげるなり、なんなりなんでできなかつたらと思うのですね。

それで、そのやろうとしたことに対してはいいチャレンジだと思ったのですが、結果、子どもたちに間違えたことを教えては教師としてはやはりいけないのではないかと思ったので、教科書の読み込みが足りていないのだなと。

例えば得意な人は教科書を、国語が得意な人は教科書を1回読んだだけで意味がとれる

ようなことも、文章はそれほど得意でない理系の方とかで小学生の教科書なので、理解をしていただきたいと思いますのですけれども、できていない部分があったなというところがあったので、そういうことに関してのフォローがきちんとできるのかどうかというのが少し心配なので、そこをどのように考えていらっしゃるのかを教えてください。

浅倉教育センター所長 在宅勤務等でどのように教科書を読み込み、そこでいろいろな齟齬が生じないようにというお話かと思います。特に小学校においては、教科書が変わった年ですので、改めて学習指導要領に基づいて、どのように教科書が教材化されているのかというのを読み込むチャンスでもあると思います。これまでの固定観念にとらわれない解釈とか教材化につなげるということ、どう生かせるかということかと思います。

なかなか集合型の研修が行える状況ではありませんので、これについては各校の教科主任に当たるものがどのように校内でそれを発信できるか。今度入ってきたこの単元はこういうところが注意点で、こういうメリットがあるということを出せるような形で、教育センターとしましても各教科担当の指導主事が各校の主任にどういう働きかけが行えるのかということが大切な1年かと思います。休校中についても今からできること、今だからできることがあると考えてアナウンス等は続けていきたいと考えております。

以上です。

永井委員 また別件なのですが、子どもたちは閉塞的な社会状況の中で、虐待されている子がとても増えているのではないかととても心配していて、それが普段、学校に通っていれば周りの人が目にすることができる状況なのですが、学校にも来ていない、先生とも電話ぐらいでしか話せていないというこの状況の中で、どのようにしてその虐待されている子が救えるのか、救うというのはおこがましいかもしれないですけど、手を差し伸べられるのかということをどういうふう考えているのか教えてください。

水野青少年相談センター所長 ご指摘いただきました、虐待等の対応についてでございますが、まず先ほどもお話をさせていただきましたとおり、心配があるご家庭にはこちらの方から連絡をさせていただきまして、先週その洗い出しを終えたところでございます。その結果、やはり心配なご家庭が幾つか浮かび上がってまいりまして、そのご家庭に対しましては子育て支援センター、あるいは児童相談所等々と連携を図りながら対応を進めているところでございます。

また、先ほどお話をさせていただきましたとおり、カウンセラーに関わっているケースにつきましては、電話相談を継続させていただいております。直接会って面談ということ

は、感染拡大を防止する観点から差し控えざるを得ない状況もございますが、必要に応じて直接の面談も行っておりますし、状況によって電話に切り替えて相談を継続しているといったような中で、対応をさせていただいているといった状況でございます。

永井委員 特に心配しているのが、昼食をつくらない等のネグレクトですね。親が行ってしまったきり、夜遅くまで帰ってこないとか仕事に普通にいかれているということで、本当に給食が命綱だった子どもたちに給食がなくなってしまって、どのようになっているかというのが、本当に心配するところなのですね。生活保護の方からもお金が余分に出ているわけでもないとしたら、親もつくりようがない可能性もあったりするので、そこはちょっと縦割りではなく、一体となってきちんと配慮をしていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

岩田委員 これもそれぞれの地域によって事情が違うかと思うのですが、ほかのところのソーシャルワーカーのスーパービジョンをしているときに、私が相談を受けたのが、やはり普段は家庭訪問をしているところも、親御さんの方もこないで欲しいということで、件数が減っていると。

やはりスクールソーシャルワーカーとしては、少しアウトリーチ的に、カウンセラーと違ってスクールソーシャルワーカーは出前方式で行くので、何か発見型のアウトリーチ的なことで今何をしたらいいのかということで。

もちろん、子どもの状況であるとか、そうでなくて親御さん自身が困っているという状況であっても、電話相談とかで発してくれたらそこで6割、7割解決に向かって行くのだけれども、そこが見つけづらいようなところが今はあって、スクールソーシャルワーカーがアウトリーチで何かできないだろうかという相談をこの前、別のところの地域で受けたので。

相模原市のスクールソーシャルワーカーはもちろん、既に受け持っているケースのところ、もうこれ以上受け持つ余裕がほとんどないのか、逆に少し家庭訪問の件数が減っているのか、少しそういうアウトリーチ的なものを考えているのか、その辺のところをもしあれば教えていただきたいなと思います。

水野青少年相談センター所長 S S Wの家庭訪問についてでございますが、現在、各学校においても、そういった虐待、子育て支援センター、児相に関わるケースについて、そこと連携を図りながら学校の方でも、登校はできていないけれども家庭訪問でお子さんや保護者と会えた、というようなケースもございます。

現状はソーシャルワーカーの出動件数につきましては、やはり感染拡大を防止するために、全体の数としては減少しておりますが、ただ、家庭訪問を欠かすことができないご家庭もございますので、そこについては訪問をさせていただいて現状の確認、あるいは保護者の支援を継続させていただいているというような状況でございます。

また今後につきましても、やはり青少年相談センターとしては、子どもたちの休みが長引けば長引くほどリスクは高まるというふうに捉えておりますので、そういった状況に合わせてながら必要に応じて、SSWにつきましても、家庭への派遣等を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

鈴木教育長 今回、臨時休業が延長になったときに、私も学校教育部長とちょっと話をし、やはり子どもあるいは保護者をつなぐのは臨時登校で、その来たときにお昼どう、あるいは保護者が困っていることはないか。こういう形で相模原市は臨時登校、受け渡しという言い方をしておりますが、それを設けたのですが、地域によっては何故、拡大が感染しているときに呼ぶのだという批判の声、あるいは地域によっては、ありがとうございますと、一切批判のないような学校もある。非常に今、全体が揺れ動いているようなところで、私たちとしても非常にそこは苦慮しているところですね。

学校教育部長から何かありますか。

細川学校教育部長 本当に皆様ご指摘のとおり、私どもが一番気に掛けていることは、もちろん学力保障や体力向上ということもあるのですが、何よりも命があってのことですので、虐待であるとか心的なストレスが過剰にかかっている、そういった子どもたちをいかに助けていくかというのを一番の主眼に置いております。

今、様々お話がありましたが、特に教育長とも臨時的な受け渡し日の設定については、感染拡大が懸念される状況ではありますが、最小限度の数ではありながらも、感染拡大に対して相当の配慮をしながら、分散というか、もう個別の登校でもいいから続けていこうというスタンスでいます。その最たる目的は、もちろん家庭学習の受け渡しということもあるのですが、各学校に発出している文章の中には虐待等、心配な状況の把握を第一義にやっていただきたいということを明文化させていただいております。

青少年相談センターの方からは子どもたちをみとる、様々な視点のガイダンスを先生方に発出をしております、または子どもが受け渡しに来ずに、保護者が受け渡しに来た場合、保護者がかなりお話をしてしまうとか。保護者の不安感が高いということがその裏に子どもたちがきっと不安な状態にあるだろうということで、その受け渡し日で何かひっか

かった、あれと思ったところを見逃さず、先ほど申し上げましたSSWの家庭訪問であったり、学校からの家庭訪問であったり、電話であったりということの機会を逃さずにやっていこう。子育て支援センターや児童相談所に対しても、それはこっち、あれはこっちではなくて、もし、そこに手間がかかるようだったら教育委員会としてしっかりやっていこうということを学校教育部でやっております。

学校においても、かなり意識は高まっております、週に1回電話を必ず入れている学校であるとか、受け渡し日のときにアンケートをとって、困っていることがないとか、いわゆる教育相談的なアンケートを自ずとやってくださっている学校もありますので、このまましっかり子どもたちを支援してまいりたいと思います。

宇田川委員 先ほど、受け渡し日の実施ということに関して、いろいろなやはり賛否両論があるということだったのですけれども、やはり感染リスクはあるものの、でも今のお話によると逆に命を守るということにもつながっていくという意味では、そういった考え方というものも必要なのかなと思ったこと。

あと、もう1つ確認なのですけれども、先ほどご説明いただいた各学校に対するカウンセラーの派遣ということなのですが、各学校に1名ずつはきちんと行き渡って、派遣できているという理解でよろしいのでしょうか。

水野青少年相談センター所長 カウンセラーの派遣についてでございますが、先週から開始をさせていただいております。各校、学校の規模によって、2名体制のところもございますが、少なくとも1名は確実に派遣をさせていただいているところでございます。

永井委員 たくさんあって申し訳ないのですけれども、家での学習のためにタブレットを貸し出せるような話が学校からはなかったでしょうか。

ないですか。相模原市ではやっていない。

例えば、ご家庭でスマートフォンを誰も持っていないご家庭とかに、学校に配備されているタブレットを貸し出して、学習してもらったりとか、Wi-Fi環境を、相模原市には予算がないようですので、企業とその子どもたちのためになることだったらやるよと手を挙げてくださる企業と一緒にWi-Fi環境、ホームWi-Fiとかを整備してあげて、それで家庭でもそのタブレット学習ができるようにするとか、そういった考えは相模原市にはないでしょうか。

浅倉教育センター所長 現在のところ学校の方で貸し出せる端末数は大変少ないと考えています。また、プログラミング教育等の関連で企業との情報交換等はしてはりましたが、

恐らく何千台という規模を考えるとWi-Fiルーター等、通信料を含めて提供いただけるような企業というのは今のところ見当たらないという状況です。

企業の支援というものもいろいろなところで動いているので、そういった情報については今後も収集をしながらいきたいと思いますが、学校の方でできること、事務局でできることをやはり探しながらという形になると思います。

以上でございます。

鈴木教育長 一応、国の今回の経済対策の中では令和5年度までの1人1台環境をなるべく前倒しをしてくれということで、今年度の補正で令和5年度までの国の予算を全部前倒ししますので、そのものがあれば、今年度の末か来年度明けぐらいには児童生徒5万数千人に対して、3分の2ぐらいは一応入る予定です。

ただ、永井委員がおっしゃった、そのタブレットが仮にあったとして、ルーターも貸し出したとしても、通信料を誰が負担するのという、これは結構今、お金が高い状態で、それをもし、相模原市が負担するとすると年間で数億円以上のお金がかかるという話で、非常になかなか財政的にも厳しい状況にあります。

永井委員 財政的に厳しいのは承知しておりますので、どこかの企業が手を挙げていただけないかなという一縷の望みというのですかね、それは交渉ができないこともないかもしれないのではないかなという。

ソフトバンクのホームWi-Fiとかだと、工事がいらずにコンセントに挿せばとか、そういうものが1台あたり月々5,000円ぐらいなのですけどね。多分、そういうものを協賛というか、そういう形でなんとか導入したりできないものかなと少し考えただけでも、無理でしたらしょうがないなと思うのですけれども。

あと、もう1つよろしいでしょうか。教育委員会内でのリモートワークというか、在宅勤務とかは、そういう感じは市の職員の方ではどうなっていますでしょうか。

佐野教育総務室長 職員の在宅勤務等の対応でございます。まず、これは定数ではございますけれども、教職員もあわせて、約3,600名います。このうち、学校に勤務する教職員を除きまして、いわゆる教育委員会の事務局職員といたしましては、420名ほどです。

これは我々教育委員会事務局職員につきましても、先ほどありましたとおり、例えば在宅勤務ですとか、あるいは現在公の施設が休止をしておりますので、総合学習センターの会議室等を利用して、職員を分散して勤務させるなど、いわゆる職員間の感染リスクを低

減する措置をとっているところでございます。

鈴木教育長 報告はよろしいですかね。

今、学校の臨時休業についてご報告させていただきました。

市全体の話をしていただきますと、国、県の対策を踏まえ、市としての対応方針が4月8日に定められましたが、この内容といたしましては、衛生分野、生活分野、経済分野この3つに分かれております。

教育委員会に大きく関連するところでは、生活分野に当たりますけど、市のイベントを5月13日まで、自粛。公の施設についても5月13日まで休止、休館としております。また、5月14日以降に公の施設が利用可能となった後も、市民がイベント等を自粛し、市の施設利用をキャンセルした場合の利用料金等の還付の特例については、6月13日まで延長しているところでございます。

これらの対応が有効なものとなるよう、国、県及び首都圏を中心とした各都県、指定都市と緊密に連携して進めることとしております。

引き続き、適宜ご相談、ご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ1点、今、教育委員会の事務局の中で検討しているのは、再開に向けたところが、どうあるべきか。それは学校の消毒、ではどのぐらいの頻度でどこをやればいいのか。という薬剤を使えばいいのか。学校は非常に広いものですから、あるいは校庭に遊具もあります。

それから、給食をどう提供するのか。それから、一番今、私は個人的に悩んでいるのが体調不良の子どもがいたときにどこで誰が、その子どもを見るのか。一般的には保健室のベッドを使うわけなのですが、仮にベッドを使って、その子が陽性となったときに、布団を、あるいは保健室全体を消毒してすぐ、再開ができるかどうか。非常に悩ましい問題が数多くあるなど。

こういうところについては引き続き、再開に向けて検討してまいりたいと考えております。

相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の委嘱について

鈴木教育長 それでは、次に、日程3、報告第9号、「相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の委嘱について」、事務局より説明をいたします。

篠原学校教育課長 報告第9号について、ご説明申し上げます。

本件は、相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員を委嘱したことを報告するものでございます。

4月9日付けで新たに委嘱をした委員は、法律に関し知識経験を有するものとして、田口幸子氏。任期は令和2年4月9日から令和4年3月31日まででございます。

他の区分の委員の委嘱につきましては、3月27日の教育委員会臨時会においてご承認いただき、その時点では法律に関し知識経験を有する者については調整中で、日を改めて委嘱予定とさせていただいておりましたが、このたび神奈川県弁護士会との調整が整い、田口氏をご推薦いただきましたことから、4月9日付けで委嘱したものでございます。その旨をご報告させていただくものでございます。

以上で、報告第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

この件はよろしいでしょうか。

それでは、ここで前回定例会議後から、約1カ月の間における私の活動状況等についてご報告いたしますが、基本的には先ほど議題になりました新型コロナウイルス感染症の対応などですが、それ以外に、3月24日にホームタウンチーム、ノジマステラ神奈川相模原の認定証の交付式がございました。

3月31日と4月1日につきましては辞令交付式ということで、定年退職、普通退職、これは学校の先生、事務局職員、それから4月1日は新規採用、昇任、転任等の辞令交付をさせていただきました。

4月6日は、本市初の義務教育学校、相模原市立青和学園の開校宣言等、入学式に出席してまいりました。その日は本当に晴れていてまだ桜も残っていて、児童生徒だけでやりましたが、非常にいい開校宣言ができたと思っています。

以上でございます。

では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。次回は5月13日、水曜日、午後7時から、第3委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会については、5月13日、水曜日、午後7時からの開催予定といたします。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

閉 会

午前 10 時 19 分 閉会